令和７年(2025 年)2月1日
八王子市契約資産部契約課

八王子市における技術者の配置区分フロー図

配置する技術者は営業所技術者又は特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)に該当する者である

はい

営業所技術者等が従事する営業所で契約締結された工事である

はい

他の工事に配置されていない

はい

請負金額が 4,500 万円未満(建築一式工事は 9,000 万円未満)である

はい

兼務可能(1 件まで)

いいえ ※兼務不可が原則

請負金額が 1 億円未満(建築一式工事は 2 億円未満)である

はい

(建設業法第26条の5)
以下の要件を全て満たす
・営業所技術者等が従事する営業所から工事現場までの距離が 1 日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内である
・工事の下請次数が 3 次までである
・営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を現場に配置(連絡員は、一般土木工事又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を 1 年以上有すること)
・営業所技術者等が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
・営業所技術者等が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置
・人員の配置を示す計画書の作成、各現場への据置及び保存

全ての要件を満たす

兼務可能(1件まで)

要件を満たさない

兼務不可

いいえ

兼務不可

いいえ

他の工事に配置されていない

はい

配置可能(専任)

いいえ

工事の請負金額がいずれも次の金額未満であること。(4,500 万円未満(建築一式工事は 9,000 万円未満)である

はい

既配置工事の工事場所は八王子市内である

はい

兼任可能(2 件まで)

いいえ

専任特例を適用する

専任特例 1 号又は 2 号を適用する
※専任特例2号は監理技術者を配置している場合のみ適用可能

【専任特例 1 号】(建設業法第26条第3項第1号)
以下の要件を全て満たす
・工事現場間の距離が 1 日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内である
・各工事の下請次数が 3 次までである
・監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を各現場に配置
(連絡員は、一般土木工事又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を 1 年以上有すること)
・監理技術者等が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
・監理技術者等が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置
・人員の配置を示す計画書の作成、各現場への据置及び保存

【専任特例2号】(建設業法第26条第3項第2号)
以下の要件を全て満たす
・監理技術者が既に配置されている工事が1件以下である
・既配置工事の工事場所は八王子市内又は施工場所から直線距離で 10 ㎞以内にある他の市町村である
・各工事現場に専任の監理技術者補佐を配置

(専任特例 1 号又は 2 号について)全ての要件を満たす

兼任可能(2件まで)

専任特例の要件を満たさない

兼任不可

いいえ ※専任配置が原則

各工事の請負金額が 1 億円未満(建築一式工事は 2 億円未満)である

はい

専任特例を適用する

専任特例 2 号を適用する
※監理技術者を配置している場合のみ適用可能

※いいえ

専任特例を適用しない

【注意事項】
・技術者は、開札日の時点で継続して3か月以上、直接雇用関係にあること。
・落札予定者は、建設業法第26条第3項第1号又は第 26 条の5により技術者を兼任等で配置する場合は「技術者の兼任に係る人員配置計画書」を、建設業法第26条第3項第2号により技術者を兼任で配置する場合は「監理技術者配置申告書(建設業法第26条第3項第2号による配置(専任特例2号))」を契約課まで提出すること。(指名競争の場合は、工事担当課まで提出すること。)
・建設業法第26条第3項第1号、第 26 条第3項第2号、第 26 条の5により、技術者を兼任等で配置する場合の要件は国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を確認すること。「監理技術者制度運用マニュアル」に定める要件に該当しない場合は、兼任等を認めない。